文化の力で世界に貢献する京都の実現について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省

文化の都・京都の実現に向け、以下の措置を講じていただきたい。

○ メディア文化（アニメ、映画、ゲーム等）のコンテンツが揃う京都の特色を生かした「太秦メディアパーク構想」の実現に向け、コンテンツ関連企業とクリエイターの集積を図っており、**「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」などによる支援**

○ 映画、音楽、漫画、ゲームなどの**ジャンル・業界を横断し、次代の文化の担い手の発掘・育成につながる国際的な表彰制度の創設に向けた財政的支援**

○ 令和７年５月に京都で初めて開催された国内最大規模の**国際音楽賞「MUSIC AWARDS JAPAN」及びその関連イベントについて、京都で開催**するよう働きかけをしていただきたい

京都府・京都市共同提案

○ 京都が有する歴史文化の重層性と継承の力を現代の視点で捉え直す**寛永行幸四百年祭**の成果を踏まえて創設する**京都発の文化継承と人材育成の取組に対する支援**

○ けいはんなオープンイノベーションセンター内に整備されたマンガ関連資料のアーカイブ研究拠点や「太秦メディアパーク」と、国において新たに整備予定の**「メディア芸術ナショナルセンター（仮称）」との連携体制を構築**するとともに、**「メディア芸術連携基盤等整備推進事業」の十分な予算の確保**

○ 日本のアート市場を活性化させ、アジアにおけるアート市場の中心を日本が担う状況を目指すため、**世界有数の文化観光都市で開催する「Art Collaboration Kyoto（ACK）」を国際アートフェアであるArt Baselと連携した「アートウィーク東京」と連動する形で、日本発の国際的なアートフェアとして育成するための財政的支援**

○ 文化財の保存修理・整備や防災施設整備、維持管理等に要する費用負担が困難な状況において、**都道府県・市町村・文化財所有者等が実施する文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実**

京都府の担当課	文化生活部	文化政策室(075-414-4215)
		文化芸術課(075-414-4216)
	商工労働観光部	産業振興課(075-414-4852)
	教育委員会	文化財保護課(075-414-5896)

【国の事業等】

■概算要求〔文化庁〕

- クリエイター等育成支援　608 億円
- メディア芸術の創造・発信プラン　10.5 億円（令和８年度予算 9.1 億円）
- 国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開　1,800 億円の内数
- 国立文化施設の機能強化・整備　574 億円（令和８年度予算 334.8 億円）
- 我が国アートのグローバル展開推進事業　1.4 億円（令和８年度予算 1.4 億円）

【京都府の取組】

■太秦メディアパーク共創拡大事業　（令和８年度予算 11 百万円）

- 太秦エリアにおいて、コンテンツ関連企業に加え AI 等先端技術を持つ企業の集積を図り、教育・ものづくり・医療・観光等の次世代産業を創造するオープンイノベーション拠点を形成する。

■クロスメディアパーク整備事業　（令和８年度予算 34 百万円）

- 映像を核としたクロスメディア産業の育成と府内への波及を図るため、拠点の整備、人材育成、国際ネットワークの形成等、府内に波及効果をもたらす事業を総合的に展開する。

■寛永行幸四百年祭事業　（令和８年度予算 14 百万円）

- 令和８年度に「寛永行幸」から 400 年の節目を迎えるに当たり、「寛永行幸」の行事を再現するイベントを実施するとともに、寛永年間に花開いた「寛永文化」を振り返る記念祭を実施する。

■文化芸術振興事業（映像文化振興事業）　（令和８年度予算 9.7 百万円）

- 府所蔵の映画フイルムと映画関連資料の保守管理・公開業務を行う。

■京都国際アート市場活性化事業　（令和８年度予算 107 百万円）

- 世界各国のコレクターの来京を促す「京都国際アートフェア」等を開催し、京都で育てた作家が国際的に評価される仕組みを構築するとともに、京都の秋をアートで彩る取組を展開する。

文化庁との連携による新たな文化政策の展開について

【担当省庁】文部科学省

新たな文化政策の展開について、以下の措置を講じていただきたい。

○ 子どもたちや地域住民が京都の文化に受け継がれる精神や技を学ぶため、学校や地域で**生活文化（茶道・華道等）や伝統産業などに親しむ体験機会を創出し、継続的な交流・学びから文化の継承や新たな担い手・需要の創出につなげる取組への十分な財政的支援**

○ **生活文化が現在も暮らしの中で受け継がれる京都の強みを活かし、生活文化の継承と文化観光の高付加価値化を担う新たな人材モデルの育成を全国に先駆けて構築し、成果を全国展開するための支援**

○ 現在の国の礎となった**恭仁宮を、広く府民に知り・触れていただくための環境整備や府南部地域振興の核とする取組など**、国民共有の財産であり、地域のシンボルである特別史跡・史跡を**有効かつ効果的に活用・整備するための支援**

○ **「障害者等による文化芸術活動推進事業」の十分な予算確保**及び**地方障害者文化芸術活動推進基本計画の既策定自治体の確実な採択**

○ 丹後天橋立ミュージアムの文化観光拠点化や地域活性化の推進のため、**「文化観光推進施設を中核とした地域における文化観光推進事業」による財政措置の継続及び文化資源の保存活用や適切な保存管理体制構築に係る経費を同事業の補助対象とするなど制度拡充**

○ 令和４年度から文化庁共催となった**「古典の日フォーラム」を引き続き古典の日推進委員会と共同して継続的に開催**するとともに、古典のより深い理解につながる学習コンテンツの充実や活用等、**「古典の日に関する法律」の趣旨にそって**広く国民の古典への関心と理解を深めるよう **11 月１日を基軸に認知度向上に向けた取組の推進**

京都府・京都市共同提案

○ 地域の祭礼・行事等の無形文化財の継承に向けて**「地域文化財総合活用推進事業」の十分な予算の確保及び府の取組への支援**

○ 整備候補地が方針決定された**国立の文化財修理センターを速やかに京都に設置**するとともに、**独立行政法人国立文化財機構の文化財保護に関する総合的な調査研究施設及びメディア芸術の創作・研究・アーカイブ機能を担う国家的機関の関西拠点を**、大学や企業の研究施設等が集積する**関西文化学術研究都市に設置**し、産学官連携による**最新の研究成果を国内外へ発信**

京 都 府 の担当課	総合政策環境部	地域政策室(075-414-4486)
	文化生活部	文化政策室(075-414-4215)
		文化芸術課(075-414-4216)
	健康福祉部	障害者支援課(075-414-4608)
	商工労働観光部	文化学術研究都市推進課(075-414-5196)
	教育委員会	学校教育課(075-414-5831)
		高校教育課(075-414-5846)
		文化財保護課(075-414-5896)

【国の事業等】

■概算要求〔文化庁〕

- **学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業　58.1 億円（令和８年度予算 56.3 億円）**
- **伝統文化親子教室事業　24.2 億円（令和８年度予算 14.9 億円）**
- **生活文化の振興等の推進　2.02 億円（令和 8 年度予算 0.41 億円）**
- **文化芸術創造拠点形成事業　18.8 億円（令和８年度予算 10.4 億円）**
- **歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業　120.8 億円（令和８年度予算 40 億円）**
- **史跡等購入事業　100.1 億円（令和８年度予算 100.1 億円）**
- **障害者等による文化芸術活動推進事業　6.1 億円（令和８年度予算 4.4 億円）**
- **地域文化財総合活用推進事業　23.4 億円（令和８年度予算 12.1 億円）**
- **国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開　1,800 億円の内数**

【京都府の取組】

■文化の心次世代継承事業　（令和８年度予算 40 百万円）

学校等に専門講師を派遣し、小中学生が華道・茶道等の生活文化を体験できる機会を創出

■障害者文化芸術振興事業　（令和８年度予算 35 百万円）

大学、芸術家、福祉事業者、企業、美術館、自治体等の関係機関で構成する「きょうと障害者文化芸術推進機構」を核として、障害者の芸術活動を支援

■京の史跡・歴史遺産活用整備事業　（令和８年度予算 12 百万円）

- 国指定史跡「恭仁宮」

 奈良時代の約３年、平城宮から大極殿などを移築して遷都した都で、聖武天皇が墾田永年私財法や国分寺建立の詔を発布した都。小型モビリティやデジタル技術導入、活用整備に向けた土地取得・施設建設に対する予算拡充が必要

■丹後天橋立ミュージアム文化観光拠点推進事業費　（令和８年度予算 75 百万円）

丹後郷土資料館のリニューアルに先立ち、丹後地域の歴史・文化・観光の振興や、地域の活性化のため、丹後の魅力を伝える取組や資料館周辺の基盤整備を実施

日本の文化遺産等の世界への発信について

【担当省庁】文部科学省

〔世界遺産暫定一覧表への追加記載〕

日本文化の世界への発信やインバウンド強化を図るため、国内暫定リストの門戸を開放し、以下の項目を**世界遺産暫定一覧表に追加**記載していただきたい。

○**「天橋立」**

平成20年度に世界遺産暫定一覧表候補のカテゴリーⅠａ評価
また、国の特別名勝である天橋立の価値を維持・継承するため、松枯れ被害防止や保存管理等の取組への財政的支援

○**「宇治茶の文化的景観」**

（世界遺産登録に繋がる国際的評価が高まる動き）
平成28年度にイコモスによる世界遺産登録の可能性調査に「宇治茶」が選出され、令和３年度に報告書が完成

〔登録無形文化財への登録等〕

エミー賞史上最多となる18部門を受賞した『SHOGUN 将軍』に代表されるように、改めてその価値が世界的に再認識された**「日本の時代劇制作技術」について、その保存・継承・活用**に向け、以下の措置を講じていただきたい。

○文化財保護法に基づく**「登録無形文化財」への登録**
○芸能分野として初の無形文化財登録に向けた**積極的な助言及び財政的支援**

【現状・課題等】

■天橋立及び宇治茶の文化的景観が世界文化遺産として国際的に認められる価値（顕著な普遍的価値）を有することを証明するための調査を進め、暫定一覧表への掲載を目指している。

- 世界遺産への登録は、まずは暫定一覧表に記載される必要がある。
- しかし、平成18・19年度以降公募がなく追加記載されていない。（現状３件）
- 日本文化の世界への発信強化、インバウンド強化に繋げるために、暫定一覧表への早期追加が必要。

■京都・太秦地域の撮影所をはじめとする日本の時代劇の制作技術は、すでに無形文化財として保護されている歌舞伎や浄瑠璃などの古典芸能を継承し、建築、着物、陶芸、庭園、和楽等の成果を取り込んだ総合芸術として学術的価値が認められ、次代に継承していく必要があるため「登録無形文化財」の登録を目指している。

- 無形文化財登録は、文化庁の登録候補に選定される必要がある。
- 登録無形文化財は、重要無形文化財とは異なり、国民の生活の推移の理解に不可欠な風俗習慣や民俗芸能など（無形民俗文化財）が中心
- これまで、無形文化財登録制度では、芸能分野での登録はない。

京 都 府 の担当課	文化生活部	文化政策室(075-414-4215)
	商工労働観光部	産業振興課(075-414-4846)
	農林水産部	農産課(075-414-4944)
	建設交通部	都市計画課(075-414-5024)

【国の事業等】

■概算要求〔文化庁〕

▶ 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業　120.8 億円(令和８年度予算 40 億円)

【京都府の取組】

■天橋立の世界遺産登録に向けた取組（新・世界遺産事業）

普遍的価値を強くアピールできる項目について、調査研究を強化するとともに、シンポジウム開催を通じて世界遺産登録への取組を広く周知。

H19．9	文化庁へ暫定一覧表候補資産提案書提出
H20．9	文化庁審議結果発表(暫定一覧表記載ならず。カテゴリーⅠａ)
H25.11	宮津天橋立が国の重要文化的景観に選定
H26．7	世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案（原案）文化庁へ提出
H28．6	成相寺旧境内(宮津市)が国の史跡に指定
H29．4	「300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」が日本遺産に認定
H31．2	「天橋立世界遺産講演会」を開催（Ｒ２．２、Ｒ４．２、Ｒ６．３）
Ｒ１．９	ICOM 京都大会 2019 で「天橋立」を含めたエクスカーションを実施
Ｒ３．２	調査研究の継続実施
Ｒ５．２	「天橋立国際オンラインカンファレンス」を開催（Ｒ７．２）
Ｒ８．３	世界遺産事前評価申請書（原案）文化庁へ提出

■宇治茶の文化的景観の世界遺産登録に向けた取組（宇治茶世界文化遺産登録推進戦略事業）

有識者による提案書の改定検討や、国際会議での「宇治茶の文化的景観」の PR、候補市町村における機運醸成のための地域フォーラムや宇治茶文化講座等を実施。

H28.11	宇治茶がイコモス調査に選出され、調査論文を提出→前委員長から高評価
H30.11	ユネスコ世界遺産センターから協働研究に宇治茶も参画するよう要請
H31．3	和束町が重要文化的景観選定に向けて景観条例を制定、文化庁補助事業で調査開始
Ｒ１．７	世界遺産委員会（アゼルバイジャン）で「宇治茶の文化的景観」を PR
Ｒ１．９	ICOM 京都大会 2019 で「宇治茶の文化的景観」を含めたエクスカーションを実施
Ｒ１.10	中国イコモス主催「茶文化的景観保護研究と持続的発展国際検討会」に参加
Ｒ３.11	宇治茶も参画したイコモスのテーマ別研究の報告書が完成・公表
Ｒ４．３	国際的な評価獲得のため、国際カンファレンスをオンライン開催
Ｒ４.12	日本イコモス委員を京都に招へいし、現地視察と意見交換会を開催
Ｒ５．３	「宇治茶の文化的景観」提案書の改訂版を公表

■時代劇制作技術の「登録無形文化財」登録に向けた取組

時代劇の無形文化財登録に向け、学術的調査、機運醸成のためのシンポジウム開催、文化庁による撮影所視察などを実施。

Ｒ４．５	松竹撮影所とともに「登録無形文化財」登録を目指す
Ｒ５．３	「京都の撮影所で継承されてきた時代劇制作技術の基礎調査」を実施
Ｒ５．７	文化庁長官に調査報告書を手交
Ｒ５.11	文化庁次長に調査報告書を手交→学術的評価の必要性について助言
Ｒ６．４	文化庁が東映撮影所・松竹撮影所を視察
Ｒ７．３	「時代劇制作技術の学術的評価に係る調査」を実施
Ｒ７．５	文化庁次長に調査報告を手交→特有の制作技術の洗出し、言語化が必要との助言
Ｒ７．６	日本映画製作者連盟、VIPO（映像産業振興機構）ほか２９団体が活動に賛同
Ｒ７．９	経団連協力のもと「時代劇制作技術」の継承をテーマに俳優の中井貴一氏ほか有識者による「コンテンツの未来シンポジウム」を開催
Ｒ８.12	無形文化財登録に向けた専門家会議を実施（予定）

京料理の登録無形文化財への登録を契機とした食文化等生活文化の振興について

【担当省庁】文部科学省、厚生労働省、警察庁

少子高齢化、生活様式の変化等により、日本人の生活に根ざした貴重な伝統文化である生活文化の行動者数は過去 30 年で大きく減少している。また、我が国の多様な食文化も、食生活の急激な変容等により、後世への継承が喫緊の課題となっており、日本料理の技の伝承の場である料亭が過去 30 年で約 90%減となる等、伝統的な「わざ」の継承が課題となっている。

平成 25 年に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、平成 29 年に文化芸術基本法の中で食文化の振興を図ることが明記される中、京都の料理人等により継承されてきた伝統的な料理技術及び作法である「京料理」が令和４年に登録無形文化財に登録され、国内外で我が国の食文化が評価されてきているところ。

一方で、和食文化を支える京都の料亭・料理旅館は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の適用を受け、人材確保の阻害要因となっているほか、技術の習得に要する労働時間への上限規制の導入により、後継者育成への影響が懸念されている。

ついては、**食文化をはじめとする生活文化の振興と次世代の人材育成に向けた取組に対する財政支援の拡充と、登録無形文化財の登録要件である食を通じた「京都らしさ」の表現をおこなう京料理のわざの担い手である女将、仲居等について風営法の規制対象外とすることについて、文化庁のリーダーシップのもと、「食文化推進本部」において課題提起いただく等、関係省庁に対し働きかけ**をお願いしたい。

京 都 府 の担当課	文化生活部　　文化政策室(075-414-4215) 商工労働観光部 観光室(075-414-4877)

【現状・課題等】

■登録無形文化財の分野に「生活文化」が新設され生活文化が文化財として登録の対象となるとともに、平成 25 年度に和食のユネスコ無形文化遺産登録、令和４年度に京料理が登録無形文化財に登録。

（京料理　登録無形文化財の概要　抜粋）

わざの担い手は３者からなる。主人は献立の作成やしつらいの決定を含むサービス全体を統括し，客をもてなす演出をおこなう。料理人は京料理に特有の食材（京野菜，鱧等）を用いて，京料理特有の技術も交えながら調理をおこなう。女将・仲居は接遇を通じてサービスに込められた文化的意味を客に提供する。

以上のように，京料理は，生活文化に係る歴史上の意義を有するとともに，芸術上の価値の高いものである。

（登録の要件）

１ 食を通じて「京都らしさ」を表現することで，客をもてなすこと。

２ 次の点を踏まえて「京都らしさ」を表現すること。

京都の伝統行事，風俗慣習及び気候風土を反映させること。

京都の伝統的な美意識に沿った節度と品位を保持すること。

４ 料理，しつらい及び接遇を統括し，もてなしの演出をおこなうこと。

５ 伝統的な京料理の特質を保持すること。

６ 料理及びしつらいに込めた文化的意味を，接遇を通じて客に提供すること。

■文化庁移転の地に京都が選ばれた背景には、日々の生活の中に日本人の心根が残っている点があり、京都の生活文化を生かし、日本をリードする必要がある。

■料理生活衛生同業組合や料亭関係者等からも、料亭・料理旅館を風営法の規制対象外とすることについて、要望あり。

【国の事業等】

■概算要求〔文化庁〕

- **『食文化あふれる国・日本』プロジェクト　2.6 億円（令和８年度予算 1.8 億円）**
- **無形文化財の伝承・公開　8.2 億円（令和８年度予算 6.8 億円）**
- **文化庁において令和５年４月に参事官（生活文化連携担当）を新設するとともに、文化庁長官直属の「食文化推進本部」を設置**

【京都府の取組】

■京都の食文化・無形文化財「京料理」の魅力発信事業（令和４年度）

■「京都・和食の祭典」の開催（平成 27 年度から開催）

- 和食の魅力、京都の食文化の魅力を体感等できる取組
- 令和６年度は、京都の伝統的な食文化等を中心とした情報発信を実施